

令和 6 年 第 1 0 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和 6 年 5 月 2 8 日（火）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	平井俊一
委員	天野安喜子
委員	井戸道代

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	田森健志
	教育指導課長	佐藤嘉弘
	学校施設課長	丸山由紀
	教育研究所長	百々和世
	統括指導主事	関直也

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係主査	樽川翔平

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和６年第１０回教育委員会定例会を開催します。 森本委員より所用により欠席するとの連絡がありましたので、ご報告いたします。 本日は、２名の方から傍聴の申出がありました。事務局は傍聴人を入室させてください。 〔傍聴人入室〕
教 育 長	それでは、日程第１、署名委員を決定します。天野委員と井戸委員にお願いします。 続いて、議案の審議にまいりますが、本日、当初提案しておりました第２０号議案については、都合により取り下げいたします。 次に、日程第２、教育関係事務報告にまいります。すくすくスクールの実施状況について、事務局から説明をお願いします。
飯田教育推進課 長	それでは、ご報告をさせていただきます。 すくすくスクール事業につきましては、地域、学校、保護者の連携により、多くの大人と交流することで子どもたちの豊かな人間性を育んでいく事業でございます。誰でも参加できるすくすく登録と保護者の就労に伴う学童クラブ登録の２種類がございますが、令和６年５月の登録状況がまとまりましたので、ご報告させていただきます。 お手元の資料には、令和２年５月から令和６年５月までの５年間の登録状況をお示しさせていただいてございますが、一番下の令和６年５月の状況をご覧ください。全児童数が３万２，０５５人に対しまして、全体の登録数が１万７，２３４名。全児童に対して５３．８％の登録率でございます。内訳といたしまして、すくすく登録が１万１，２１７名。学童クラブ登録が６，０１７名となっておりまして、学童クラブ登録の児童につきましては、夕方１９時までの時間延長と補食の提供というものを希望者が利用することがございますが、延長登録につきましては１，３１２名、補食の登録につきましては、２，１１１名の登録があったところでございます。延長、補食、それぞれ令和３年度から開始をしているものでございますが、資料にございますように、例年、利用者の希望が増えてございまして、今度は先ほど申し上げたような数字になってございます。全体の傾向といたしましては、表には

	ないんですけれども、コロナ前、令和元年の5月の状況としては2万人の登録がありました。コロナになりまして半分程度9,700人まで減りまして、その後、徐々に利用者登録者が伸びてきている状況でございます。その中でも自由に参加できるすくすく登録につきましては、以前は1万6,000人ぐらい登録があったんですけれども、コロナ後も1万1,000人程度というところで、大体安定しているところでございます。 一方で、学童クラブ登録につきましては、コロナ前はこの時期4,000人ぐらいの登録だったんですけれども、コロナの中、またその後も含めまして、若干の上限はあるんですけれども、傾向としては毎年伸びているような状況でございます。昨年より300人程度伸びまして今年は6,017名ということで、学童クラブのニーズが高まっている状況が続いているという状況だと分析してございます。 報告につきましては以上です。
教 育 長	ただいまの件につきまして、質問、意見等あればお願いします。
天 野 委 員	登録者数が、学童の多くは増えていることなんですけれども、見守る方々、すくすくの方々の人数というのも増えているということでしょうか。
教育推進課長	夕方の時間延長であったりとか、そういったサービスの拡大に合わせまして、資格を持つ指導員、その他の方も含めまして増えているという状況でございます。
平 井 委 員	学童クラブ登録に関しまして、延長登録数、補食希望数ともに増加しているということで、就労している保護者の家庭にとっては、かなり生活の一助になっているというところでは、すばらしい事業かなというところの認識はしております。
教 育 長	これ、基本的にそのすくすくの登録と学童クラブの登録はどこが違うんですか。
教育推進課長	すくすく登録も学童クラブ登録も過ごしている状況は基本的に一緒なんですけれども、違いとしましては、学童クラブ登録の子どもについては出席の確認をしております。何時に来て何時に帰るかというところの管理をしているというところが違うところと、夕方7時までの時間延長と補食の提供が

教 育 長	できる。すくすく登録の子どもは5時までなんですけれども、学童クラブの登録のお子さんにつきましては、保護者の就労の関係もありますので、19時という遅い時間まで利用できるというところが大きな違いです。 以上です。 よろしいでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 次に、いじめの重大事態に係る調査について、事務局から説明をお願いします。
百々教育研究所 長	いじめの重大事態に係る調査につきまして、ご報告させていただきます。資料をご覧ください。 調査事案としましては、平成30年8月以降に発生しました同学年生徒間のトラブルにつきまして、被害生徒保護者からの訴えにより、「いじめ防止対策推進法第28条第1項」及び「江戸川区子どもの権利条例第9条第1項」に基づきまして、教育委員会として、江戸川区子どもの権利擁護委員会に調査の諮問を行わせていただけたらと思っております。 本事案の経緯につきまして、ご説明させていただきます。 2番の経過をご覧ください。令和5年5月21日に被害生徒保護者から当該学校の元校長へ、当時のいじめ対応について教育委員会に報告したかどうかの報告の依頼がありました。その当日に同校長から教育研究所へ一報がありました。令和5年6月以降、教育研究所が対応となっているのですが、法務課及び教育委員会委託弁護士の助言のもと、教育研究所が当時の管理職及び担任、被害生徒保護者への聴取を実施しております。令和6年4月1日、被害生徒保護者から第三者機関による調査を要望する文書が教育研究所に届きました。 3番目、今後の予定といたしましては、(1)教育委員会議決後、江戸川区子どもの権利擁護委員へ調査の諮問。(2)江戸川区子どもの権利擁護委員による調査開始。(3)調査終了後、江戸川区子どもの権利擁護委員から教育委員会へ調査結果の答申。(4)答申を受け、教育委員会から区長への報告・関係者への調査結果の提供等を行ってまいります。 今回、調査する子どもの権利擁護委員の構成としましては、4番目に記載

	させていただきます。心理士と弁護士合わせた5名なんですけれども、この調査に5名全員で当たるか、それとも何人限定するかは今後話し合いの中で決めていきたいと考えております。 以上でございます。
教 育 長	ただいまの件に関しまして、質問、意見等があればお願いします。
平 井 委 員	今後の予定というところで(3)の教育委員会へ調査結果を答申という部分までたどり着くのに大体スケジュール的にどれくらいの日数がかかるという予測でしょうか。
教育研究所長	現在、第三者委員会による調査のほうをやっている案件ですけれども、既に6か月は超えております。なので、本事案ももしかしたら6か月、半年を超えてしまう可能性があります。 以上でございます。
平 井 委 員	ありがとうございます。迅速な対応をとっていただいて保護者の信任を得られるようにしていただければと思っております。 ありがとうございます。
教 育 長	ほか、いかがでしょうか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	ほかになれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和6年第10回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時39分